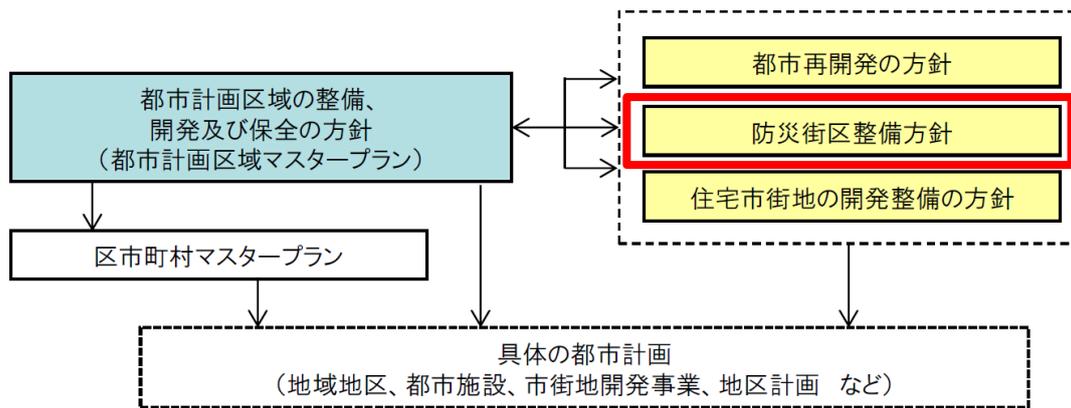


## 防災街区整備方針の改定について

### 1 概要

東京都は、昨年度から進めている都市再開発の方針の改定に続き、今年度より防災街区整備方針の改定を行っている。そのため、大田区における都市開発方針の都市計画変更原案を作成し、大田区都市計画審議会に報告のうえ東京都へ回答する予定である。

### 2 都市計画上の位置付け



### 3 改定概要 (別紙のとおり)

防災再開発促進地区の変更

- ・大. 1 大森東・大森南地区 138.0ha

大田区木造住宅密集市街地整備促進事業が完了した区域を廃止する。

- ・大. 4 矢口・下丸子地区 103.7ha

大田区木造住宅密集市街地整備促進事業が完了した区域を廃止する。

### 4 改定理由 東京都の策定の考え方に基づく改定

### 5 今後のスケジュール

令和2年10月：大田区都市計画審議会に内容報告

令和3年5月：東京都が都市計画決定手続きを開始 (予定)

## 防災街区整備方針 位置図

- (1) 防災再開発促進地区 【変更なし】 【削除】

現行：8地区 改定：6地区

- (2) 防災公共施設：1施設（変更なし）

補助29号線

